

社会福祉法人雨竜園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雨竜園（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、定期的に法人業務を遂行する理事をいう。
- (2) 非常勤の役員等とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、名称の如何を問わず費用とは明確に区分けされるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分けされるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員等には、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。ただし、理事長には支給しない。また、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しても、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事に対する報酬等の額は、理事会において決定する。
副理事長 月額 120,000円
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、次に定める額

評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円

理事

	日額
理事会への出席	10,000円

監事

	日額
評議員会・理事会及び監査等への出席	10,000円

第三者委員

	日 額
苦情解決及び虐待解決のための処理業務	10,000円

- (2) 非常勤役員等の報酬等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次に定める額とする。

評議員、理事、監事、選任・解任委員及び第三者委員

	日 額
法人業務への出席	10,000円

- (3) 上記第3条第1項第1号及び第2号の交通費等また、職務のため出張したときは、次の表に記載する額を費用弁償として支給する。

ただし、交通費の実費がその額を超える場合には、その実費を支給する。

距離	旅費支給額
片道10キロメートル未満	2,000円
片道10km以上30キロメートル未満	4,000円
片道30km以上50キロメートル未満	6,000円
以降片道50km以上100キロメートル未満	10,000円
以降片道100km以上	15,000円

(退職慰労金)

第5条 役員等の退職慰労金については、次に定める額を支給する。

評議員 ・ ・ 在任1年につき 5,000円

理事及び監事 ・ ・ 在任1年につき10,000円

2 退職慰労金の支払いについては、任期満了後速やかに支給する。

3 任期途中で辞任した役員等の退職慰労金の計算において、在任年数は1年単位とし、1年未満の端数がある場合は月割りとする。ただし、1か月未満の場合、切り上げ計算とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事に対する報酬の支給日、支給方法、並びに報酬より控除する額等、支給に関する詳細は職員の給与規程に準ずる。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

社会福祉法人雨竜園役員等の費用弁償に関する規則（平成18年12月1日施行）を廃止し、本規程（社会福祉法人雨竜園役員等報酬規程）を平成29年4月1日から施行する。

附 則

2019年11月13日付で改正する。

附 則

2020年1月27日付で改正する。

附 則

この規程は、令和5年11月24日制定し、令和5年12月6日から施行する。

この規程は、令和6年3月18日制定し、令和6年4月1日から施行する。